② 平成６年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、口径1,200㎜以上のＦＲＰＭ管、かつ施工延長100m以上の「管水路工事」又は「推進工事」

共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

なお、当該実績が各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑺ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

① １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成６年度以降に上記２の⑹に掲げる工事の施工経験を有する者であること。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成16年２月29日以前に交付された監理技術者資格者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有する者とみなす。）を有する者であること。

なお、共同企業体の配置すべき技術者は、構成員の１社以上が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

また、当該経験が各地方農政局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑻ 次に示す内容に対する技術提案等（以下「技術提案」という。）についての技術的所見が適正であること。

① 技術提案

ア シールド工事期間中における住宅地等への環境維持対策について

イ ３号分水工の設置に係る合理的・効率的な施工方法について

② 施工計画　施工計画上考慮すべき事項についての検討の適切性（工期設定の適切性含む）

技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容とすること。技術提案が適正と認められない場合で、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。

⑼ 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止等を受けていないこと。

⑽ 上記１に示した工事に係る設計業務等の請負者（請負者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３ 総合評価落札方式に関する事項

⑴ 評価項目

① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

② 技術提案

③ 施工計画

④ ＶＥヒアリング内容

⑵ 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点（技術提案、施工計画）」の最高点を40点、「加算点（ＶＥヒアリング内容）」の最高点を10点とする。

② 施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③ 「加算点」の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（技術提案、施工計画）について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値の最も高い者に40点、その他の者は「評価点数」の合計値に応じて按分して求められる点数を「加算点」として与える。また、「評価項目（ＶＥヒアリング内容）」については、ＶＥ提案におけるヒアリング結果に応じて、得られた「評価点数」を「加算点」として与える。

④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ型及び施工体制確認型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤ 施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶ 落札者の決定方法

① 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア 入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術提案及び施工計画が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした他の者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

② 上記①において、「評価値」の最も高い者が二者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷ 評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術資料に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。請負者の責により記載内容が満足できない場合は、下記の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）

① 工事成績評定点の減点措置

② 違約金の徴収（総合評価落札方式）

４ 入札手続等

⑴ 担当部局　〒920―8566 石川県金沢市広坂２－２－60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局総務部会計課契約係　佐藤　正裕　電話076―263―2161　内線3147

⑵ 入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札システムにより交付する。

① 交付期間　平成21年12月11日から平成22年２月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

② 交付場所　〒920―8566 石川県金沢市広坂２－２－60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局整備部設計課技術審査第１係　村上　英夫　電話076―263―2161　内線3523

③ その他　ＣＤ－ＲＷ及び返信用封筒を用意した場合においては郵送等も受け付ける。ＣＤ－ＲＷなどによる交付方法を希望する場合は、あらかじめその旨を上記４の⑵の②の交付場所へ申し出ること。

なお、交付は無料とする。

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　平成21年12月14日から平成22年１月12日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。

② 提出場所　上記４の⑵の②に同じ。

③ その他

ア 電子入札方式（一部は郵送可）により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札方式による場合は、上記４の⑵の②の場所へ持参すること。

イ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用しない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。